

令和7年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 5 号 中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例の制定について
- 第 8 議案第 6 号 中頓別町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 7 号 中頓別町いじめの防止等に関する条例の制定について
- 第10 議案第 8 号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9 号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第15 議案第13号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算
- 第16 議案第14号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第17 議案第15号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第18 議案第16号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第19 議案第17号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算
- 第20 議案第18号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算
- 第21 議案第19号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
- 第22 議案第20号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
- 第23 議案第21号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算
- 第24 議案第22号 令和6年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○出席議員（８名）

1 番 蓮 尾 純 一 君	2 番 吉 田 智 一 君
3 番 高 橋 憲 一 君	4 番 長谷川 克 弘 君
5 番 宮 崎 泰 宗 君	6 番 細 谷 久 雄 君
7 番 西 浦 岩 雄 君	8 番 星 川 三喜男 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	大 島 朗 君
総 務 課 長	永 田 剛 君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
総 務 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
政 策 経 営 課 長	長 尾 享 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整 備 担 当 課 長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
産 業 課 主 幹	原 岡 将 史 君
建 設 課 長	北 村 正 樹 君
建設課上下水道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 保 健 担 当 課 長	相 馬 正 志 君
保健福祉課主幹	西 巻 俊 英 君
保健福祉課主幹	五十嵐 弘 将 君

教 育 次 長	笹 原 等 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
長 寿 園 施 設 長	砂 金 昌 明 君
会 計 管 理 者	小 林 美 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	姉 齒 彩 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用の折、令和7年第1回中頓別町議会定例会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（星川三喜男君） ただいまから令和7年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星川三喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、細谷さん、7番、西浦さんを指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長の報告を求めます。
宮崎さん。

○議会運営委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

令和7年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月19日、2月25日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月7日から3月12日までの6日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し、閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。一部重複する可能性があるので、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3、提案された議案の取扱いについて、議案第23号から第32号の令和7年度中頓別町各会計予算は議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査する。

4、閉会中の郵送陳情等の取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

5、テレビ中継について、3月10日午前10時から一般質問終了及び予算審査特別委

員会の開始から終了まで役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（星川三喜男君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（星川三喜男君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月7日から3月12日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月7日から3月12日までの6日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（星川三喜男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、1月21日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、また監査委員の例月出納検査報告及び町長からの第8期中頓別町総合計画前期実施計画の第5回変更につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（星川三喜男君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長の一般行政報告としてお手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これにて行政報告は終了しました。

◎同意第1号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第6、同意第1号 副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件に関係のある副町長についてはご退席を願います。

（遠藤副町長 退席）

○議長（星川三喜男君） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。定例会に当たりまして、議員の皆様には全

員のご出席を賜りましたことについてお礼申し上げたいと思います。

私から同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

住所につきましては、枝幸郡中頓別町字中頓別175番地23、氏名は遠藤義一、昭和33年2月1日生まれ。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

現遠藤副町長につきましては、これまで2期8年にわたり町政の要としてご活躍をいただいてきたところであります。審議資料にありますとおり、これまで多くの役職を歴任され、その職責は大変大きなものがあったというふうに考えております。引き続き遠藤現副町長の選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行いたいと思います。

お諮りします。同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星川三喜男君） 起立多数です。

よって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

（遠藤副町長 着席）

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第5号

○議長（星川三喜男君） 日程第7、議案第5号 中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第5号 中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例の制定について、北村建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） おはようございます。中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例の制定についてをご説明いたします。

3ページをお開きください。議案第5号 中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例の制定について。

中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

13ページをお開きください。制定の要旨でございます。本町には中頓別町住宅建設促進助成条例が制定されていますが、新築及び増改築のみが対象であり、リフォームを行いたいという町民のニーズに合致しない条例となっております。リフォームを行いたいと考えている町民に助成を行うことができるよう、本条例を制定するものでございます。

4ページにお戻りください。制定文でございます。第1条、目的では、町内にある既存住宅を良質な住宅ストックにすることで空き家対策や移住希望者への対応、子育て世帯や高齢者世帯に優しい住まいづくりの推進を目的としております。

第2条、定義では、用語の定義を定めております。（1）では、既存住宅についての記載、（2）では耐震性を満たさない住宅についての定義、（3）では耐震診断の地震に対する安全性の評価を記載、ページをめくっていただきまして、（4）では耐震診断の結果を基に耐震改修工事についてを記載、（5）ではこれゼッチと読みますけれども、ZEH水準に関する基準などを記載しております。なお、ZEHを簡単に説明しますと、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、家庭で消費するエネルギーと家庭でつくるエネルギーのバランスをゼロ以下にする住宅のことを指します。これは、国際的に決めた地球温暖化防止のための約束、京都議定書やパリ協定を背景に国が進めている取組になります。

（6）では、省エネ基準についてを記載、（7）では省エネ設計についての設計及び評価を記載、（8）では高効率設備についてアからコまでの10項目を記載しております。アでは、高断熱浴槽の規格についてを、イでは潜熱回収型ガス給湯器について、ウでは潜熱回収型式給湯器について、ページをめくっていただきまして、エではヒートポンプ、ガス瞬間式併用型給湯器について、オでは給湯水栓について、カでは燃料電池システム、燃料電池発電ユニットについてを記載、キではコージェネレーション設備についてを記載、クでは空気清浄機能、換気機能付エアコンについてを記載しております。次のページになります。ケでは、LED照明について、コでは節水型トイレについてを記載しております。

第3条、対象者では、この条例の対象者についてを記載しております。（１）は、町内にある自己所有住宅に居住している者、（２）は町内の収納事務に係る滞納がない者、（３）は自己資金、借入金により住宅を建設する者、（４）ではほかの補助事業等において重複して補助金等を受給していない者になります。

第4条、補助事業の対象、第1項では補助事業の対象についてを記載、（１）から（７）まで順にZEH水準化工事、省エネ基準化工事、バリアフリー化工事、耐震改修工事、住宅建て替え支援事業、省エネ機器設置工事、太陽光発電、蓄電池設置工事、第2項では関連法令に違反がないこと、第3項では特段の事情への配慮が必要とされる場合の要件の一部免除を記載しております。

8ページをお開きください。第5条、ZEH水準化工事から第11条、太陽光発電、蓄電池設備までは、詳しい要件を記載しておりますが、専門的な文章になりますので、割愛させていただきます。

10ページ下段になります。第12条、補助金額等、第1項ではZEH水準化工事について記載しております。ページをめくっていただきまして、補助事業対象経費の30%、補助金額が150万円を超える場合は150万円、第2項、省エネ基準化工事では対象経費の30%、補助金額が60万円を超える場合は60万円、第3項、バリアフリー化工事では対象経費の30%、補助金額が10万円を超える場合は10万円、第4項、耐震改修工事では対象経費20万円未満では当該経費の額、20万円から200万円未満の場合は20万円、200万円から300万円未満の場合は当該経費の10%、300万円以上の場合は30万円、第5項、耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る補助金額については対象経費が150万円未満の場合は当該経費の10%、補助金額が15万円を超える場合は15万円、第6項、住宅建て替え支援事業では本条例第9条第2項の解体工事の補助対象経費の10%、12ページになります。補助金額が10万円を超える場合は10万円、第7項、省エネ機器設置工事では第10条に掲げる工事の補助対象経費の50%、補助金額が50万円を超える場合は50万円、第8項、太陽光発電、蓄電池設置工事では前条、第11条になりますけれども、第11条に掲げる工事の補助対象経費の50%、補助金額が30万円を超えるものは30万円、第9項では対象者が子育て世帯の場合は規定の補助金額のほかに10万円を加算するとなっております。

第13条、補助金の申請制限、第1項、本条例の補助金申請は申請事由が発生した後1年を超えて申請することができない。第2項、補助金申請は同1人につき1回限りとする。

第14条、その他。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

この条例は、専門的な内容が多くありますので、詳しくは建設課までお問合せをお願いしたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
細谷さん。

○6番（細谷久雄君） この新規条例についてちょっとお聞きしたいことがあります。

たしかこの条例は東神楽町の未来につなげる住まいの輪推進事業補助金交付要綱を基につくられた条例であるとお聞きしましたが、私はこの条例文を見てもっとリフォームを行いたいという中頓別町民のニーズに合致した条例にならないのかと思います。町民に優しい住まいづくりを推進し、将来推計人口を維持するためにもお願いしたい。長く快適に住める家づくりのためには、古くなった家屋の内外装を新築当初の状態に戻すリフォーム工事等の補助金も必要と考えます。まず、内装工事としては、壁のクロス、床のフローリング、天井の石膏ボードを木質天井、建材、ドアとか窓、クローゼット、設備としてはキッチンとか洗面台、屋根の工事としては屋根の塗装、外装工事としては外壁の張り替え、特に外装の張り替えをしたいという中頓別町民の声が私の耳には聞こえてきます。せっかくつくる新しい条例であるのであれば、以上の工事についても今後検討していただきたいと思いますが、これは町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今回リフォームに補助の制度を拡大するということで、一定家屋の、建物の性能を向上するというところを中心に新たな支援制度を設けるという形になっています。今議員がおっしゃったような一般的な通常のリフォームまで広げるということまで現段階では考えていなかったということであります。今後実際にこの条例に基づいていろんな方から相談等があるのではないかというふうに考えています。そういった中で町民の皆さんのニーズというところも把握しながら、運用や今後の制度の拡充については検討を行っていくようにしたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町住宅改築促進事業補助金交付条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第8、議案第6号 中頓別町带状疱疹ワクチ

ン予防接種費用助成に関する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 中頓別町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成に関する条例の制定について、相馬保健福祉課担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課保健担当課長。

○保健福祉課保健担当課長（相馬正志君） おはようございます。よろしくお願いいたします。中頓別町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成に関する条例の制定についてをご説明いたします。

議案14ページをお開き願います。議案第6号 中頓別町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成に関する条例の制定について。

中頓別町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

議案17ページをお開き願います。制定の要旨を御覧ください。本条例は、令和7年4月1日より带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけることが決定したことに伴い、町民の費用負担を軽減し、带状疱疹の発症及び罹患後の重症化や合併症の防止を図り、町民の健康を守るため条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容をご説明いたします。議案15ページをお開き願います。第1条、目的では、带状疱疹の発症及び罹患後の重症化や合併症の防止と町民の健康の保持増進を図ることを目的とし、带状疱疹ワクチンの予防接種を受ける者に対し予防接種に要する費用の一部を助成する旨を規定しております。

第2条、助成対象者では、助成を受けることができる対象者を規定しており、中頓別町に住所を有し、接種日において満50歳以上の者とすることを規定しております。

第3条、予防接種医療機関では、予防接種を受けることができる医療機関を中頓別町内の医療機関とすることを規定しております。

第2項では、対象者が他の市町村の医療機関等に長期入院している場合など、特別な事情により町内の医療機関で予防接種が受けられない場合、助成対象者からの申請に基づき、他の医療機関で予防接種を受けることができる規定を定めております。

第4条では、助成金の額や回数などを規定しており、助成額については医療機関の定める予防接種費用から個人負担額を差し引いた額としております。带状疱疹のワクチンについては、現在生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが認可されておりまして、必要接種回数につきましては生ワクチンで1回、不活化ワクチンで2回の接種が必要となっております。個人負担額につきましては、生ワクチンで5,000円、不活化ワクチンでは2回接種で2万円としております。ただし、不活化ワクチンにつきましては、2回接種が必要ですので、やむを得ない理由などにより2回目を接種できない場合は1万円と定めております。

带状疱疹のワクチンの費用ですが、1接種当たりのワクチンの費用が高額になりまして、生ワクチンで約9,000円、不活化ワクチンで1接種当たりの費用が約2万円、不活化ワクチンは2回接種が必要なため約4万円程度の接種費用がかかりますが、発症の予防と重症化等の防止のためにも接種費用の個人負担額を軽減してワクチンを接種していただきたいということから、第2項により予防接種の初回接種をする場合のみにはなりますが、先ほどご説明しました表に記載してあります個人負担額の2分の1の額で接種していただくことができるように規定しております。なお、ワクチンの効果につきましては、1回接種すると生ワクチンで約5年、不活化ワクチンで約10年程度の効力があることから、その期間を経過してワクチンの効力が低下した頃に再度予防接種を希望する場合、2回目以降の予防接種につきましては表で定めている額としております。

第3項では、生活保護受給者の接種費用について全額公費負担とする旨を規定しております。

第5条では、助成金の支払いについて規定しており、助成対象者が医療機関において予防接種を受けたときは助成金の額を医療機関に支払い、予防接種費用の助成を行ったものとみなすことを規定し、第2項では助成金の支払いは医療機関からの請求により行うこと、第3項では医療機関は助成金の額を一月ごとに集計し、翌月の10日までに予診票を添えて町に請求すること、第4項では第3条第2項で説明しました他の医療機関で予防接種を受けた場合による予防接種費用の一部について申請に基づき直接対象者に支払うことができる規定を定めております。

第6条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

また、この条例と関連する施行規則においても制定を行うように現在進めております。

带状疱疹ワクチンの具体的な詳細の内容につきましては、別に配付しております保健福祉課所管の令和7年度一般会計当初予算説明資料の4ページから6ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町带状疱疹ワクチン予防接種費用助成に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（星川三喜男君） 日程第9、議案第7号 中頓別町いじめの防止等に関する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町いじめの防止等に関する条例の制定について、笹原教育次長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原教育次長。

○教育次長（笹原 等君） それでは、議案第7号 中頓別町いじめの防止等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案の18ページをお開き願います。議案第7号 中頓別町いじめの防止等に関する条例の制定について。

中頓別町いじめの防止等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

36ページをお開き願います。制定の要旨でございますが、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受けまして、国は平成25年にいじめ防止対策推進法を定め、いじめの防止等のための対策に関しまして基本理念を定めることとすとか、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について示したところでありまして、この間当町といたしましては中頓別町いじめ防止基本方針の策定や小中学校におけるいじめ防止基本方針を策定いたしまして必要な対策を講じてきたところでございます。本条例は、いじめ防止に向けた地域全体としての責務や役割を明確化し、改めていじめ防止に関する対策を総合的かつ効果的に推進していくため制定するものでございます。

それでは、条例の内容をご説明申し上げます。議案の19ページをお開き願います。第1条、目的であります。この条例はいじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものに鑑み、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、中頓別町の責務及び町民等の役割を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることによりいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等の尊厳を保持するとともに、児童等が

互いの違いを認め合い、及び支え合いながら健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする旨規定しております。

第2条では、いじめや20ページのほうになりますけれども、学校、それから児童等、保護者、重大事態の定義について規定しております。

第3条では、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を規定しております。

21ページになります。第4条では、いかなる理由があってもいじめを行ってはならないいじめ禁止についての規定でございます。

第5条では、町や教育委員会の責務として関係機関との連携やいじめ防止等のために必要な措置を講ずることについて定めております。

第6条では、学校や教職員の責務として関係者との連携やいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが生じていると思われるときは早期解消のため迅速に対処すること、第2項では児童等との信頼関係構築に努めることについて規定しております。

第7条では、保護者の責務に関し規定しておりまして、子供がいじめを行うことがないよう指導に努めること、22ページになります。第2項では、いじめを受けた場合にはいじめから保護すること、第3項では関係機関や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること、第4項では家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変わりはないこと、ここで規定する保護者の責務によりまして町や学校の責任が軽減されるものではないことについて規定しております。

第8条では、町民と事業者の役割について規定するもので、地域全体で児童等を見守り、関係機関、関係者と連携して児童等が健やかに成長できる環境づくりに努めること、第2項ではいじめが行われ、また行われている疑いがあると認めた場合には教育委員会または学校へ通報するなどいじめ防止のための措置に協力するよう努めることについて規定しております。

第9条では、町は国や北海道と連携していじめ防止等のための対策の推進を図るとともに、必要があると認めるときは国や道に対して必要な措置を講ずるよう要請することについて規定。

第10条では、国が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、町としてのいじめ防止基本方針を定めることについて規定。

23ページ下段になります。第11条では、国や町のでいじめ防止基本方針を参酌し、学校としてのいじめ防止基本方針を定めることについて規定。

第12条では、関係機関や団体との連携を図るため中頓別町いじめ問題等対策連絡協議会を教育委員会に置くこと、第2項では連絡協議会の組織、運営に関することは規則で定めることについて規定しております。

第13条では、教育委員会及び学校が全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な指導を推進すること、第2項では保護者や地域住民、その他の関係者との連携の中で教育活動の推進やいじめの防止等に資

する活動に対する支援、いじめ防止に関する啓発、その他必要な措置を講ずることについて規定。

25ページになります。第14条では、教育委員会及び学校がいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るための定期的な調査、その他必要な措置を講ずること、第2項ではいじめに係る相談を行うことができる体制を整備すること、第3項ではいじめを受けた児童等の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮すること、第4項ではいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制整備について規定しております。

第15条では、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言が関係者の連携の下に行われるよう学校や家庭、関係機関や民間団体との連携について規定しております。

第16条では、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言などが適切かつ迅速に行われるよう研修による教職員の資質向上、指導体制の充実のための教職員の配置、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、学校の求めに応じて派遣される者を確保すること、26ページになります。第2項では、教職員に対する研修の実施や資質向上に必要な措置を講ずることについて規定しております。

第17条では、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処ができるよう児童等に対する情報モラル教育の充実や保護者に対する啓発活動を行うこと、第2項ではインターネットを通じて行われるいじめに対処する体制整備に努めること、第3項ではインターネットを通じていじめが行われた場合、情報の削除や発信者情報の開示など法務局や地方法務局の協力を求めることができることについて規定しております。

27ページになります。第18条では、いじめの未然防止や早期発見のための方策、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言の在り方など調査研究及び検証を行い、その成果を普及することについて規定。

第19条では、いじめが児童等の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性、相談制度または救済制度など必要な広報、その他啓発活動を行うことについて規定。

第20条では、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等の対策のための組織を置くことについて規定。

第21条では、いじめに対する措置として児童等からいじめに係る相談を受け、いじめの事実があると思われるときは学校へ通報するなど必要な措置を取ること、28ページになります。第2項では、学校が通報を受けたときまたは学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは速やかに事実確認を行い、教育委員会に報告すること、第3項ではいじめがあったと確認された場合にはいじめをやめさせ、その再発を防止するための指導、助言、その他必要な措置を継続的に行うこと、第4項では必要があると認める場

合にはいじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けることができるよう必要な措置を講ずること、第5項では第3項に規定する支援等の措置を行うに当たり、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者と争いが起こることがないように、これら保護者の理解と協力の下、必要な措置を講ずること、第6項ではいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携してこれに対処することについて規定しております。

29ページになります。第22条では、教育委員会は学校からのいじめの事実確認に関する報告を受けたときは必要な調査を行い、必要に応じて当該学校への支援、また必要な措置を講ずることについて規定。

第23条では、教育上必要があると認めるときは学校教育法の規定に基づきいじめを行っている児童等に対して懲戒を加えることについて規定。

第24条では、教育委員会はいじめを行った児童等の保護者に対して当該児童等の出席停止を命ずるなど必要な措置を講ずることについて規定。

第25条では、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても学校相互間の連携協力体制を整備すること、第2項では指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、いじめ事案の情報についての学校間の引継ぎが適切に行われるよう学校相互間の連携協力体制の整備について規定しております。

30ページになります。第26条では、重大事態が発生した疑いがあると認める場合、また児童等やその保護者から学校に対して重大事態が発生または発生した疑いがあるとの申立てがあったときは教育委員会を通じて町長に報告することについて規定。

第27条では、教育委員会は重大事態に関する報告を受けたときまたは児童等もしくはその保護者から重大事態が発生し、もしくは発生した疑いがあると申立てがあったときは第29条から第35条に規定する中頓別町いじめ防止対策審議会に調査を行わせること、第2項ではいじめ防止対策審議会の調査結果を町長に報告し、その際いじめを受けた児童等またはその保護者が希望すれば意見を記載した書面を添付できること、第3項ではいじめを受けた児童等及びその保護者に対し調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報を提供することについて規定しております。

第28条では、いじめ防止対策審議会の調査結果の報告を受けた町長は、さらに必要があると認めるときは第36条から第41条に規定する中頓別町いじめ問題調査委員会にいじめ防止対策審議会の調査結果に対する調査を行わせること、31ページになります。第2項では、その調査結果についていじめを受けた児童等及びその保護者に対して提供すること、第3項では調査結果を議会に報告すること、第4項では調査結果を踏まえ、重大事態への対処または発生防止のために必要な措置を講ずることについて規定しております。

第29条では、中頓別町いじめ防止対策審議会を教育委員会の附属機関として置くことを規定。

第30条では、審議会の所掌事務について規定。

第31条では、審議会は5人以内で組織すること、第2項では特別委員を置くことができることについて規定しております。

32ページでございます。第32条では、委員及び特別委員は1号から3号までを勘案し教育委員会が任命すること、第2項では諮問に対する答申の日までを任期とすること、第3項では特別委員の解任に関すること、第4項ではいじめ問題調査委員会の委員及び特別委員を兼ねることができないことについて規定しております。

第33条では、審議会の調査に必要があるときは調査補助員を置くことができること、第2項では諮問された調査に関し利害関係を有しない者のうちから教育委員会が委嘱すること、第3項では調査を補助し、その結果を審議会に報告すること、第4項では調査補助員の任期について規定しております。

第34条では、秘密の保持に関する規定。

第35条では、審議会の運営に関し規則へ委任することについて規定しております。

33ページになります。第36条では、中頓別町いじめ問題調査委員会を町長の附属機関として置くことについて規定。

第37条では、調査委員会は5人以内で組織すること、第2項では特別委員を置くことができることについて規定しております。

第38条では、委員及び特別委員は1号から3号までを勘案し町長が任命すること、第2項では諮問に対する答申の日までを任期とすること、第3項では特別委員の解任に関すること、第4項ではいじめ防止対策審議会の委員及び特別委員を兼ねることができないことについて規定しております。

第39条では、第33条で規定する審議会の調査補助員について調査委員会にも準用することについての規定でございます。

第40条では、秘密の保持に関する規定。

34ページになります。第41条では、調査委員会の運営に関し規則へ委任することについて規定。

第42条では、審議会、調査委員会の委員及び調査補助員の報酬を別表のとおり定めることについて規定しております。

34ページ下段から35ページにかけて記載しております別表を御覧いただきまして、別表では審議会及び調査委員会の委員、特別委員、調査補助員に対する会議出席に対する日額報酬とこれら委員等が事実関係の調査のために関係者の聴取や書類作成などに要する1時間当たりに対する報酬額を定めておりまして、会議出席に対する報酬はいずれも日額1万2,000円、関係者の聴取等の調査に対する報酬はいずれも1万1,000円としております。

戻っていただきまして、第43条では、委員等への費用弁償は職員の旅費に関する条例に準じて支給することについて規定しております。

第44条では、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることについて規定をしています。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今条例の中身の説明がありました。確認なのですが、この中で設置される組織として審議会と委員会というのがあると思うのですが、これは例えばいわゆるいじめのあるなしであるとか、それが重大事態かどうかということにかかわらず常時設置されて、そこに委員さんが専任された状態の組織という認識でよろしいでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 笹原教育次長。

○教育次長（笹原 等君） 審議会及び調査委員会、いずれも常時設置ということではなくて、重大事態等の申立てがあつて必要な調査が生じたときに設置をして、その調査が終了するまでの間を任期として置くような、そういった機関になります。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） そうすると、審議会、委員会にしても常時でないということはその都度設置されるような形になると思うのですが、委員さんについてもその都度選任されるような形になるのでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 笹原教育次長。

○教育次長（笹原 等君） その事例を鑑みまして、利害関係がないとか、本当に関係がない人で構成するような形でお願いしていくことになりますので、その都度お願いしていくことを想定しております。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 組織としても委員さん自体もその都度の案件に照らし合わせてということになるかなと思います。どちらもこの条例の中でいうと5名以内となっていて、また両方を兼ねることはできないというふうになっていますので、同時に設置されるような状況で最大でいうと10名というような感じにはなると思うのですが、この条例は公布の日から施行するとされているので、今日からということになると思います。この後の補正予算のほうでは、審議会委員の報酬の計上なんかもあるわけですが、この点審議会にしても調査委員会にしても委員のほうではどういう方を例えば想定をされているのか、この構成の関係はその都度違ったりもすると思うのですが、現時点で何かお答えいただけることがあれば伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 笹原教育次長。

○教育次長（笹原 等君） この調査に当たりましては、国のほうでガイドラインを出しているものがありまして、具体的にどなたというところまではっていないのですが、

も、想定している方としては弁護士の方ですとか、お医者さんですとか、心理、福祉の専門家をお願いするような形になるかと想定しています。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町いじめの防止等に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、議案第8号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、笹原教育次長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原教育次長。

○教育次長（笹原 等君） 議案第8号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案の37ページをお開き願います。議案第8号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

40ページをお開き願います。改正の要旨でございますが、語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムに基づき招聘する参加者の報酬や所得税及び住民税等の取扱いにつきましては、事業の実施主体となる一般財団法人自治体国際化協会におきまして全国統一的に設定されているところでありまして、令和7年4月1日付で報酬額が改定されることや所得税等の負担の在り方について改正を行うものでございます。

39ページにお戻りいただきまして、新旧対照表にてご説明をいたします。第3条第1項中、外国青年に支給する給料月額を現行の30万円から着任後初年度は33万5,000

0 円、2 年目は 3 4 万 5, 0 0 0 円、3 年目は 3 5 万 5, 0 0 0 円、4 年目及び 5 年目は 3 6 万円とし、同条第 2 項では第 1 項で定める給与月額は所得税及び住民税の控除後の額としていたものを所得税及び住民税控除前の額とし、所得税及び住民税が課税される場合には当該外国青年の負担とするものに改めるものでございます。

3 8 ページを御覧願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 語学指導等を行なう外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第 1 1、議案第 9 号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 9 号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案 4 1 ページをお開き願います。議案第 9 号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 7 日提出、中頓別町長。

議案 4 7 ページをお開き願います。改正の要旨を御覧ください。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 3 2 号）が令和 7 年 2 月 7 日に公布されたことに伴い、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正するものとなります。

改正の詳細についてご説明いたします。国民健康保険税の賦課限度額の引上げに関して令和 7 年度より国民健康保険税賦課限度額の基礎賦課分を 1 万円引き上げ 6 6 万円、後期

高齢者支援分を2万円引き上げ26万円とするもので、国民健康保険税賦課限度額の合計額が3万円増額の109万円となります。

また、低所得者世帯の保険税の減額については、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関して5割軽減基準についての被保険者数に乘ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減基準についての被保険者数に乘ずる金額を54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

43ページにお戻りください。改正内容について新旧対照表によりご説明いたします。第2条第2項では、基礎課税額の限度額につきましてこれまでの65万円を66万円とし、第2条第3項では後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円とするものでございます。

第22条第1項におきましても基礎賦課限度額の改正に合わせ、基礎課税額から減額していた額の限度額について65万円を66万円、後期高齢者支援金等課税額から減額していた額の限度額について24万円を26万円とするもので、44ページ、第2号では軽減判定基準の5割軽減の基準額のうち29万5,000円を30万5,000円に、45ページ、第3号では軽減判定基準の2割軽減の基準額のうち54万5,000円を56万円にそれぞれ改めるものでございます。

42ページにお戻りください。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置として、第2条、令和6年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第10号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第12、議案第10号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第10号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案48ページをお開き願います。議案第10号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案104ページをお開き願います。令和6年8月の人事院勧告では、民間との較差に基づく給与のほか、社会や公務の変化に応じた給与制度のアップデート改正が勧告されてきております。昨年12月では、その先行実施分として給料表、期末、勤勉手当、寒冷地手当の改正を行い、今回は令和7年度以降に適用となる改正として給料表の切替え、扶養手当の見直し、通勤手当限度額の引上げ、管理職特別勤務手当の支給対象時間の拡大、再任用職員の手当の拡大を行うものになります。

1、給料表の改正につきましては、若手、中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給料を改善するため、初号付近の号俸をカットし、各級の初号の引上げを行うもので、若い世代が昇格した際の号俸の額を高く位置づけるものです。具体的には、行政職給料表では3級から6級のそれぞれ1号俸から10号俸付近までの号俸をカットし、給料月額を1号俸からスライドして引き上げていきます。参考例は、記載のとおりになります。この改正を適用する4月1日時点で給料の月額が上昇するのは、カットになる号俸を受ける者になります。それ以外の者は、号俸は変わらず、号俸の変更だけになるものです。

2、扶養手当のほうでは、2年間で段階的に配偶者の手当を廃止し、子の手当を増額するもので、配偶者手当は現行の6,500円を令和7年度で3,000円、令和8年度で廃止、子の扶養手当は現行の1万円から令和7年度で1万1,500円、令和8年度で1

万3,000円とするものです。

3、通勤手当では、国の改正に合わせて新幹線等の利用額の上限を改正するものです。なお、当町では該当する職員はおりません。

4、管理職員特別勤務手当は、管理職が深夜に災害等の対処や緊急な勤務をした場合の手当で、零時から5時までの対象時間を拡大して22時から5時に変更すると。そのほか、規則で定める6時間以上の勤務を5割増しとする改正のところを修正をするものです。

5、定年前再任用短時間勤務職員の手当については、業務対応の場が広がってきていることを踏まえ、従来支給対象ではなかった住宅手当及び寒冷地手当を一般職同様に支給するよう改正するものです。

議案78ページをお開きください。新旧対照表にて説明いたします。第7条、扶養手当では、支給対象者を規定する第2項で配偶者を削除して各号を繰り上げ、第3項は扶養する子の月額を1万円から1万3,000円に改正、第5項では第8条で規定していた届出から支給方法を規則で定める規定を設け、第8条を削除します。

80ページをお開きください。第9条、住居手当は、届出をしていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を配偶者と同様に取り扱うよう改正します。

第10条、通勤手当は、第1項で利用する乗り物を整理、第2項では第1項の改正に伴う支給額を整理、第3項では新幹線等を利用する場合の月額の上限額を15万円に、第4項では定期等の場合の支給日、第5項では返納規定、第6項では定期等の期間の規定、第7項はその他必要な事項を定めることを規定しています。

83ページを御覧ください。第15条の4、単身赴任手当の改正では、従来採用時の赴任手当は応募者が勤務地を承知の上で採用に応じているため支給対象となっていました。近年人材確保の困難性が高まっていることから、人材確保の一助として第3項を改正し、新たに給料表の適用を受ける職員に手当を支給できるものとするものです。

第15条の5、管理職員特別勤務手当では、第1項中の文言の修正のほか、第2項は支給対象となる開始時間の午前零時を午後10時に改正、第3項では深夜時間割増しとなる部分を適正な形に修正するものです。

第19条では、定年前再任用短時間勤務職員が住居手当の支給対象となるため第9条の住居手当の適用除外から外すものです。

別表第1、行政職給料表（一）では、先ほど給料改正の内容で説明した内容になりますが、3級は5号俸26万5,300円以降が繰り上がって1号俸からの号俸となり、以降の級は同様に4級は9号俸29万8,800円、5級は9号俸32万1,300円、6級は13号俸36万5,200円以降がそれぞれ1号俸からの号俸にスライドして繰り上がる形になります。

90ページをお開きください。別表第2、医療職給料表（一）では、行政職と同じように3級は5号俸26万3,000円以降が繰り上がって1号俸からの号俸になります。以降の級は、同様に4級は5号俸28万1,800円のところ、5級は9号俸31万5,0

000円のところ、6級は13号俸36万7000円のところ、7級は17号俸41万5,000円のところが1号俸からの号俸にスライドして繰り上がるものです。

95ページをお開きください。別表第2、医療職給料表（二）についても同様に繰り上がりになりまして、3級は5号俸28万1,800円以降が繰り上がって1号俸からの号俸となり、以降の級は同様に4級は5号俸29万5,200円のところ、5級は9号俸31万9,300円以降が1号俸からの号俸にスライドして繰り上がっていきます。

議案66ページをお開きください。施行日、附則、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

号俸の切替えのところ、第2条、令和7年4月1日の前日において、職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級にあったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。

第3条、切替日前に職務の級を異にする異動した職員及び町長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第4条、切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者 （6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第5条、改正後給与条例第15条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第6条、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表、号給の切替え表ですけれども、附則第2条に規定する号給の切替えに伴う行政職、医療職（一）、医療職（二）の給料表ごとの新旧号俸の切替え対応表を規定しているものです。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第13、議案第11号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第11号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案の106ページをお開きください。議案第11号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

113ページをお開きください。改正の要旨でございます。令和6年4月1日に施行された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号。以下「整備法」という。）による水道法及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について改正が行われるため、それに伴う水道事業条例の一部を改正するものです。

議案の109ページをお開きください。新旧対照表にてご説明させていただきます。改正後の水道法施行規則第9条及び第14条による条例第41条第1項、布設工事監督者の資格及び第42条第1項、水道技術管理者の資格に係る資格要件の緩和になります。布設工事監督者の資格、第41条において第1項第1号では土木工学科もしくはこれに相当する課程において修了が要件である衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を削り、新たに水道、工業用水道、下水道、道路または河川に関する技術上の実務経験を1年6か月以上と改めるものです。

第2号では、土木工学科もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工

学以外の学科目を修了した後、１年６か月以上の実務経験を有することを機械工学もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程を修了した後、２年以上水道に関する実務経験を有することに改めるものです。

第３号では、専門学校を短期大学等と改めるものです。

１１０ページをお開きください。第８号を第１０号とし、第７号中第２号から第４号を第６号までに改め、第７号を第９号とするものです。

第６号では、第１号の卒業者にあっては６か月以上、第２号の卒業者にあっては１年以上の実務経験を有する者をそれぞれ１年及び１年６か月以上に改め、第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第７号の前に第６号として新たに資格要件を加えるものです。

第４号では、中等学校を高等学校等に改め、第４号を第５号とし、第３号の次に第４号として、第１０号の次に第１１号として新たに資格要件を加えるものです。

１１１ページをお開きください。水道技術管理者の資格、第４２条において第１項第１号を第４１条第１号、第３号、第５号に規定する学校において定める課程を修了し、実務経験を有する者に改めるものです。

第２号中第４号を第５号に改め、土木工学以外を削り、学科目を課程もしくはこれらに相当する課程に改めるほか、一部文言の修正を行っております。

１１２ページをお開きください。第４号中第４号を第５号に、学科目を課程に改めるほか、一部文言を修正しております。

第５号では、外国の学校においての後に第１号を加え、学科目を課程に改めるほか、一部文言の修正を行っております。

また、第６号の次に第７号、第８号として新たに資格要件を加えるものです。

１０８ページにお戻りください。附則、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第１１号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１１号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（星川三喜男君） 日程第14、議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） よろしくお願ひいたします。議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案の114ページをお開きください。議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8行の規定に基づき、中頓別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

117ページを御覧ください。変更の要旨であります、本計画に登載している事業について令和6年度から令和10年度までの計画期間における事業費及び辺地対策事業債の予定額が計画額を上回る見込みとなったことから、本計画を変更するものです。

それでは、115ページをお開きください。変更部分についてご説明いたします。3、公共的施設の整備計画において、施設名、観光またはレクリエーション施設の事業費を2億5,969万3,000円から3億5,969万3,000円に、財源内訳、一般財源を3億5,969万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3億5,960万円に変更。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は原案のとおり可

決されました。

◎議案第13号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第15、議案第13号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） それでは、議案第13号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和6年度中頓別町一般会計補正予算。

令和6年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,358万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,434万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費は、第2款総務費、1項総務管理費、建設設計業務支援事業288万8,000円、同じく2款総務費、2項徴税費、税務事務事業7,349万8,000円、4款衛生費、1項保健衛生費、出産・子育て応援事業118万8,000円、4款衛生費、1項保健衛生費、環境衛生事業1,232万2,000円、7款商工費、1項商工費、ピンネシリ温泉運営事業4,630万円、8款土木費、1項道路橋梁費、中頓別弥生線交付金事業427万4,000円、10款教育費、1項教育総務費、中頓別学園整備事業3,800万円をそれぞれ翌年度に繰り越して執行するものです。繰越しの理由ですが、建設設計業務支援事業、ピンネシリ温泉運営事業、中頓別

弥生線交付金事業及び中頓別学園整備事業につきましては工事及び委託が年度内に完了しないこと、税務事務事業につきましてはシステムの標準化業務で国から提示されている仕様が随時変更されており、税制や制度改正による給付事務などの対応やその影響を考慮し、安定稼働のため移行業務期間を変更すること、出産・子育て応援事業につきましては出産・子育て応援交付金が措置されるものになりますが、令和6年度交付金を活用した事業としたため年度内に業務完了が見込めないこと、環境衛生事業につきましてはパッカー車の資材調達が間に合わず、年度内に納車が見込めないことから、それぞれ令和7年度に繰り越して執行するものであります。

第3表、債務負担行為補正は、債務負担行為の変更です。草地畜産基盤整備事業（草地整備型）中頓別地区の限度額を変更前全体事業費5億6,551万円、参加者負担金1億4,137万8,000円から変更後全体事業費で6億2万円、参加者負担金1億5,000万5,000円とするもので、期間に変動はありません。

第4表、地方債補正です。起債の目的、1点目は過疎対策事業債の限度額を変更前4億1,120万円から変更後3億4,420万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はありません。変更になった事業についてご説明いたします。消火栓更新事業の限度額を変更前360万円から変更後370万円に、医療機械器具購入事業の限度額を変更前70万円から変更後50万円に、特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前3,160万円から変更後2,180万円に、草地整備型公共牧場整備事業の限度額を変更前7,900万円から変更後5,520万円に、中頓別学園整備事業の限度額を変更前1億5,630万円から変更後1億3,360万円に、中頓別町コミュニティ施設整備事業の限度額を変更前3,140万円から変更後3,110万円に、パッカー車購入事業の限度額を変更前1,610万円から変更後1,200万円に、じんかい車購入事業の限度額を変更前1,350万円から変更後1,170万円に、2条仲通り線整備事業の限度額を変更前1,500万円から変更後1,060万円に、ナースコール設備更新事業の限度額を変更前190万円から変更後290万円に、配水管布設替事業の限度額を変更前130万円から変更後30万円に変更するもので、いずれも事業費の確定、精査によるものです。

6ページをお開きください。2点目、辺地対策事業債の限度額を変更前4億2,560万円から変更後2億9,340万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はありません。変更になった事業についてご説明いたします。秋田原野線交付金事業の限度額を変更前3,300万円から変更後3,140万円に、橋梁長寿命化整備事業の限度額を変更前1,250万円から変更後1,020万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前1億1,260万円から変更後770万円に、簡易水道等施設整備費国庫補助事業の限度額を変更前4,270万円から変更後4,180万円に、除雪機械整備事業の限度額を変更前4,240万円から変更後4,210万円に、橋梁添架管・配水管布設替事業の限度額を変更前830万円から変更後ゼロ円に、幹線林道弥生線改良事業の限度額を変更前2,840万円から変更後2,790万円に、中頓別町営牧場配水管布設替事業の限度額を変

更前2, 670万円から変更後1, 500万円に、寿野外レクリエーション施設改修事業の限度額を変更前960万円から変更後800万円に、中頓別町営牧場電気牧柵整備事業の限度額を変更前1, 990万円から変更後1, 980万円に変更するもので、いずれも事業費の確定、精査によるものです。

続きまして、起債の目的、3点目は緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前2, 510万円から変更後2, 440万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、道路施設予防保全事業の限度額を変更前2, 410万円から変更後2, 360万円に、河床掘削事業の限度額を変更前100万円から変更後80万円とするもので、いずれも事業費の確定、精査によるものです。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。30ページをお開きください。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費の確定、取りやめに伴い既決予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正です。そのため、減額補正分についての詳細の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額から275万3, 000円を減額し、4, 611万5, 000円とするもので、2節給料から18節負担金補助及び交付金までいずれも実績見込みに基づく不用額の減額であります。なお、人件費の詳細につきましては72ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額より121万8, 000円を減額し、6億7, 411万円とするもので、事業実績見込みに基づく予算の精査、不用額の減額です。詳細につきましては、別に配付しています総務課総務グループ作成の説明資料をご参照ください。

32ページ、2目財政管理費では、既定額から1万8, 000円を減額し、793万8, 000円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額であります。

3目文書広報費では、既定額から34万5, 000円を減額し、511万円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額であります。

4目財産管理費では、既定額に125万4, 000円を追加し、2, 836万4, 000円とするもので、建設設計業務支援事業、12節委託料で支援に対する現地調査や見積もり作成などの業務数増により追加計上するものです。詳細につきましては、別に配付しました建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額から1, 172万6, 000円を減額し、1億1, 794万5, 000円とするもので、いきいきふるさと推進事業、10節需用費で消耗品費の不足見込みによる追加、35ページ、ふるさと応援寄附事業、7節報償費、11節役務費でふるさと納税で寄附していただいた方に対する謝礼、送料、手数料の不足額の追加、コモンズ形成事業、4節共済費、社会保険料、10節需用費、光熱水費の見込みに不足が生じたための追加計上、その他につきましては実績見込みによる不用額の減額です。詳細につきましては

ては、別に配付しました政策経営課作成の説明資料をご参照ください。

36 ページ、7 目生活安全推進費では、既定額から 56 万 1,000 円を減額し、46 万 9,000 円とするもので、生活安全推進事業、17 節備品購入費において交通パトロール車のカセットプレーヤーの故障に伴う車載用 SD プレーヤー購入費用 6 万 9,000 円を新規計上するものです。その他の費用につきましては、予算精査による不用額の減額です。詳細につきましては、別に配付しました総務課住民グループ作成の説明資料をご参照ください。

2 項徴税費、1 目税務総務費では、既定額から 383 万 2,000 円を減額し、1 億 1,705 万 6,000 円とするもので、追加項目としましては税務事務事業、12 節委託料、賦課計算電算処理の実績見込みにより 275 万 1,000 円の追加計上、その他は実績見込みに基づく不用額の減額です。なお、税務事務事業で計上しました委託料は、当初予算で計上した賦課計算電算処理委託料 7,074 万 7,000 円と合わせまして 7,349 万 8,000 円分を第 2 表で説明しました繰越明許事業として翌年度に繰り越して執行するものです。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、既定額から 6 万 3,000 円を減額し、2,328 万 9,000 円とするもので、戸籍事務事業、住民事務事業とも実績見込みによる不用額の減額です。

38 ページをお開きください。4 項選挙費、3 目衆議院議員選挙費では、既定額から 45 万 8,000 円を減額し、686 万 2,000 円とするもので、実績に伴う不用額の減額。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費では、既定額に 7,000 円を追加し、28 万 6,000 円とするもので、国勢調査調査区設定にて北海道からの委託金額に合わせ、10 節需用費で追加計上と不用額の減額。

6 項 1 目監査委員費では、既定額から 4 万 5,000 円を減額し、116 万 2,000 円とするもので、監査委員事務事業、8 節旅費で 4 万円、18 節負担金補助及び交付金で 5,000 円、それぞれ実績見込みに基づく不用額の減額です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費では、既定額から 2,967 万 8,000 円を減額し、1 億 6,475 万円とするもので、養護老人ホーム入所事業、19 節扶助費で入所者の減に伴い 2,700 万円を減額、居宅介護支援事業所運営費助成事業では 18 節負担金補助及び交付金で介護医療院等介護保険事業の運営に係る補助として 150 万円を新規計上、老人ホーム運営事業では 41 ページ、10 節需用費にて給食費 300 万円を追加するもので、その他の費用につきましては予算精査による不用額の減額です。詳細につきましては、別に配付しました保健福祉課作成の予算説明資料をご参照願います。

3 目国民年金費では、既定額から 3 万 2,000 円を減額し、1 万 1,000 円とするもので、国民年金事務事業、8 節旅費、10 節需用費で実績見込みによる不用額の減額。

5 目災害救助費では、既定額の 1,100 万円を皆減するもので、災害救助事業におい

て災害見舞金、災害弔慰金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところ
です。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費では、既定額に 9 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、1, 9
7 5 万 6, 0 0 0 円とするもので、児童手当支給事業、1 2 節委託料で児童手当システム
の標準レイアウト改正に伴う改修が必要となったため 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加計上、障
がい児生活支援事業、1 8 節負担金補助及び交付金で南宗谷子ども通園センターの利用者
の増による負担金の増額を見込み、7 5 万 7, 0 0 0 円を追加計上するものです。

6 目放課後児童健全育成費では、既定額から 7 万円を減額し、8 6 0 万 6, 0 0 0 円と
するもので、放課後児童健全育成事業、3 節職員手当等で時間外手当不足額 4 万円の追加
計上、8 節旅費、1 8 節負担金補助及び交付金で不用額の減額。

7 目こども包括支援費では、既定額から 3 3 万 5, 0 0 0 円を減額し、9 6 5 万 2, 0
0 0 円とするもので、子ども・子育て支援事業、過年度国庫負担金の額確定に伴う返還金
の減額、新規計上により 3 3 万 5, 0 0 0 円の減額。

8 目こどもセンター費では、既定額に 6 万 7, 0 0 0 円を追加し、9 8 万円とするもの
で、こどもセンター事業、1 1 節役務費で賠償責任保険料の新規計上です。

4 2 ページをお開きください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目予防費では、既定額
から 7 5 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、1, 5 5 6 万円とするものです。追加となったもの
としましては、保健予防事業、1 2 節委託料にて健康管理システムの改修が必要となり、
業務委託料 4 4 万 5, 0 0 0 円の新規計上、新型コロナウイルスワクチン接種事業、2 2
節償還金利子及び割引料にて過年度国庫負担金の額確定に伴う返還金 1 0 6 万 6, 0 0 0
円の新規計上となっております。その他の事業につきましては、事業の実績見込みによる
不用額の減額です。

2 目母子衛生費では、既定額から 1 2 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、4 5 3 万 5, 0 0 0
円とするもので、母子健診事業につきましては不用額の減額のほか、4 5 ページ、2 2 節
償還金利子及び割引料で過年度の国庫補助金の額確定に伴う返還金 1 2 万 1, 0 0 0 円を
新規計上、母子歯科保健事業、不妊治療費助成事業ともに不用額の減額、出産・子育て応
援事業では不用額の減額のほか、1 2 節委託料で健康管理システムの改修が必要となり、
1 1 8 万 8, 0 0 0 円の新規計上であります。なお、出産・子育て応援事業で計上しまし
た委託料 1 1 8 万 8, 0 0 0 円は、第 2 表で説明しました繰越明許事業として翌年度に繰
り越して執行するものです。

3 目環境衛生費では、既定額から 1, 2 7 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 億 4, 1 3 5
万 5, 0 0 0 円とするもので、環境衛生事業、環境保全活動推進事業ともに予算精査によ
る不用額の減額です。

4 6 ページをお開きください。5 目病院費では、既定額に 5, 7 1 5 万 3, 0 0 0 円を
追加し、2 億 9, 7 0 2 万 2, 0 0 0 円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事
業において国保病院事業会計の決算見通しに合わせ、1 8 節負担金補助及び交付金、運営

事業補助で6, 323万4, 000円、過疎債分80万円、児童手当分で39万円をそれぞれ追加、その他につきましては減額するものです。

6目診療所費では、既定額に63万7, 000円を追加し、900万8, 000円とするもので、歯科診療所運営事業、10節需用費で不足が見込まれる医薬材料費で47万円の追加、12節委託料で除雪業務委託料の新規計上、13節使用料及び賃借料で不足が見込まれる歯科レセプトシステムの賃借料を追加計上しております。

8目健康増進費では、既定額から157万6, 000円を減額し、606万2, 000円とするもので、がん検診事業では不用額の減額と22節償還金利子及び割引料で過年度の国庫補助金の額確定に伴う返還金4, 000円を新規計上です。その他、健康増進事業から歯科保健事業まで事業実績見込みによる不用額の減額です。

48ページをお開きください。2項上水道費、1目上水道施設費では、既定額に881万5, 000円を追加し、1億1, 574万1, 000円とするもので、水道事業運営補助事業において水道事業会計で決算見通しに合わせ、18節負担金補助及び交付金、過疎債で100万円、辺地債で920万円の減額、基準外繰出金で1, 901万5, 000円を追加計上するものです。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から10万2, 000円を減額し、915万2, 000円とするもので、くらしとしごとの相談窓口事業、3節職員手当等、8節旅費で実績見込みによる不用額の減額です。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から53万5, 000円を減額し、241万5, 000円とするもので、機構集積支援事業、8節旅費、費用弁償で決算見込みにより2万7, 000円を追加するもので、その他農業委員会活動促進事業、農業担い手対策事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額です。

50ページをお開きください。2目農業振興費では、既定額から1, 086万9, 000円を減額し、8, 089万円とするもので、追加計上としましては中頓別町農業担い手育成事業、18節負担金補助及び交付金、新規就農希望者酪農研修受入事業補助金で酪農研修生の新規受入れのため11万1, 000円を追加するもので、その他の農業振興事業からミルクプラント運営事業まで事業実績見込みに基づく不用額の減額です。

3目畜産業費では、既定額から3, 505万3, 000円を減額し、1億1, 797万6, 000円とするもので、追加となった項目としましては中頓別町営牧場運営事業、12節委託料で実績に基づく町営牧場管理委託料に5万2, 000円を追加、その他の事業につきましてはいずれも事業実績見込みによる減額です。

52ページをお開きいただきまして、4目有害鳥獣対策費では、既定額から210万8, 000円を減額し、2, 342万1, 000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費でエゾシカの捕獲状況に基づき捕獲報償費150頭分90万円を追加するもので、その他につきましては実績見込みによる減額です。

5目農業者年金費では、既定額から17万7, 000円を減額し、5万1, 000円と

するもので、農業者年金委託事務、8節旅費で実績見込みにより不用額を減額。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額から712万4,000円を減額し、5,554万5,000円とするもので、森林管理事業から森林保護事業まで事業費の確定により不用額を減額、55ページ、中頓別町民有林森林整備振興事業、18節負担金補助及び交付金、民有林公費造林事業補助金に不足が生じ、14万8,000円を追加計上、豊かな森づくり推進事業、森林整備担い手対策推進事業は事業費の確定により不用額の減額です。

2目林道費では、既定額から100万円を減額し、1億1,672万7,000円とするもので、幹線林道弥生線改良事業、14節工事請負費で事業費の確定により不用額の減額です。

7款1項商工費、1目商工総務費では、既定額から37万2,000円を減額し、6,063万6,000円とするもので、商工業振興対策推進事業、中頓別町商工会事業補助ともに不用額の減額です。

2目観光費では、既定額から563万4,000円を減額し、1億2,677万9,000円とするもので、ピンネシリ温泉運営事業から56ページをお開きいただきまして移住定住促進事業まで事業実績に基づく不用額及び事業の中止による減額となっております。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に801万9,000円を追加し、2億2,193万1,000円とするもので、除排雪事業、12節委託料で稼働実績により除排雪委託料に1,178万円を追加、その他は見込みにより不用額を減額。

3目道路新設改良費では、既定額から1億1,788万7,000円を減額し、1億7,221万7,000円とするもので、秋田原野線交付金事業から2条仲通り線整備事業までいずれも事業費確定による不用額の減額です。

58ページをお開きください。4項公共下水道費、1目公共下水道施設費では、既定額に92万円を追加し、1億1,039万6,000円とするもので、下水道事業運営補助において下水道事業会計の決算見通しに合わせ、18節負担金補助及び交付金、過疎債分で980万円の減額、基準外繰出金で1,072万円の追加計上をするものです。

6項住宅費、1目住宅管理費では、既定額から407万4,000円を減額し、4,671万7,000円とするもので、公営住宅維持管理事業で事業費の確定や実績見込みにより不用額を減額。

2目住宅建設費では、既定額から2,839万円を減額し、440万9,000円とするもので、住宅建設促進事業、18節負担金補助及び交付金で賃貸住宅建設促進助成金は実績がなかったことによる皆減、住宅建設促進助成金、危険廃屋解体撤去助成事業につきましては実績見込みによる不用額の減額です。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から359万1,000円を減額し、1億2,819万9,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金、南宗谷消防組合の負担金を減額するものです。詳細につきましては、別冊で配付しています令和6

年度一般会計予算（別紙内訳）明細書にてご説明したいと思います。明細書３ページを御覧ください。９款消防費、１項常備消防費、１目消防本部費では、既定額から１４万６，０００円を減額し、１，１６６万４，０００円とするもので、消防本部事業、１８節負担金補助及び交付金で予算精査による減額。２目中頓別支署費では、既定額から２６５万２，０００円を減額し、１億５６９万２，０００円とするもので、消防署管理事業で１４節工事請負費、エアコン設置工事の入札減などで２７万２，０００円を減額、消防庶務業務では１０節需用費、職員被服費で職員の新規採用を予定していましたが、採用者がいなかったことから、購入予定の制服一式を皆減するなど７４万６，０００円を減額、警防業務事業では１１節役務費、手数料の予算精査で５万円を減額、消防各種研修事業では各種研修における受講枠の減や研修期間の変更に伴い８節旅費、１８節負担金補助及び交付金など関連する費用の精査により５万２，０００円を減額、救急業務事業では１２節委託料でＢ型肝炎及び感染性ウイルス検査結果のほか予防接種の対象者が少なく４６万６，０００円を減額するほか、各節の精査により事業全体で４８万３，０００円を減額するものです。６ページをお開きいただきまして、消防学校派遣事業では救急医療の入校負担金の減額で４万９，０００円を減額、給与関連業務では人事異動に伴う予算精査による減額で、３節職員手当等で期末手当、休日勤務手当で９０万円を減額するほか、４節共済費で精査で１０万円を減額、事業全体で１００万円を減額するものです。２項非常備消防費、１目中頓別消防団費では、既定額から５９万４，０００円を減額し、７１３万７，０００円とするもので、消防団員管理業務では１節報酬にて消防団員の消防訓練率が７割にとどまったことによる減額、各節の予算精査で合わせて５８万４，０００円を減額、消防分団管理業務では１１節役務費で予算精査で１万円の減額。３項消防施設費、１目中頓別消防施設費では、既定額から１９万９，０００円を減額し、３７０万６，０００円とするもので、消防施設整備事業、１４節工事請負費で消火栓取替え工事に伴う入札減による減額です。

○議長（星川三喜男君） すみません。課長、説明の途中ですが、１時まで昼食といたしたいと思いますので、お願いいたします。

休憩 午後 ０時０３分

再開 午後 １時００分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

それでは、長尾政策経営課長、お願いいたします。

○政策経営課長（長尾 享君） では、引き続き一般会計の補正予算のご説明をさせていただきます。

補正予算書５８ページをお開きください。第１０款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費では、既定額から７万３，０００円を減額し、７２万４，０００円とするもので、教育委員会事業、８節旅費で５万９，０００円、１０節需用費で１万４，０００円、いず

れも予算精査による不用額の減額。

2目事務局費では、既定額から2,334万2,000円を減額し、3億2,297万2,000円とするもので、外国青年招致事業では予算精査による不用額の減額、61ページ、教育委員会事務局事業、1節報酬でいじめ防止対策審議会委員報酬18万2,000円を新規計上、その他の費用と英語力育成事業から中頓別学園整備事業までいずれも事業費の確定、予算精査による不用額の減額です。詳細につきましては、別に配付しています教育委員会作成の予算説明資料をご参照ください。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から114万1,000円を減額し、2,561万9,000円とするもので、小学校施設維持管理事業で実績による不用額を減額。

2目教育振興費では、既定額から53万円を減額し、576万3,000円とするもので、就学奨励事業、小学校教育振興事業とも実績見込みによる不用額を減額。

62ページをお開きください。3項中学校費、1目学校管理費では、既定額から114万4,000円を減額し、1,700万8,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、13節委託料、17節備品購入費とも不用額を減額。

2目教育振興費では、既定額から50万4,000円を減額し、199万9,000円とするもので、就学奨励事業、19節扶助費で実績見込みによる同額を減額。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から101万5,000円を減額し、1,097万8,000円とするもので、社会教育推進事業から65ページ上段、夢と希望を感動体験事業まで事業実績見込みによる不用額の減額です。

2目町民センター費では、既定額から1万円を減額し、976万3,000円とするもので、実績による不用額の減額であります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額から16万円を減額し、385万6,000円とするもので、社会体育推進事業でいずれも実績見込みによる不用額の減額。

2目山村プール費では、既定額から8万6,000円を減額し、153万4,000円とするもので、山村プール運営事業、1節報酬、11節役務費で実績見込みによる不用額の減額。

3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額から144万1,000円を減額し、4,253万3,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、12節委託料で実績に基づく不用額の減額。

4目学校給食費では、既定額から45万2,000円を減額し、2,361万5,000円とするもので、学校給食事業、3節職員手当等から11節役務費まで実績見込みによる不用額の減額です。

66ページをお開きください。11款1項公債費、1目元金では、既定額に3万4,000円を追加し、4億9,796万7,000円とするもので、平成25年度に借り入れた臨時財政対策債の利率見直しに伴い追加するものです。

2目利子では、既定額から521万2,000円を減額し、1,771万3,000円

とするもので、地方債償還利子として平成25年度に借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び令和5年度借入分の利率の確定により減額しているものです。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に2,505万1,000円を追加し、1億9,554万1,000円とするもので、27節繰出金にて各会計の決算見込みに基づき自動車学校事業特別会計に対し518万9,000円、介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）に対し579万円、施設介護サービス事業勘定に対し1,537万8,000円を追加し、後期高齢者医療事業特別会計から130万6,000円を減額するものです。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額から20万1,000円を減額し、34万8,000円とするもので、特定財源となります国営草地弥生団地貸付収入の減額分を反映させたものです。

2目ふるさと応援寄附基金費では、既定額から555万3,000円を減額し、694万7,000円とするもので、寄附金から返礼品や送料等の諸経費を除いた額を積み立てるものとして計上するものです。

3目森林環境譲与税基金費では、既定額に281万5,000円を追加し、2,192万3,000円とするもので、基金の利息1,000円と森林環境譲与税分281万4,000円の追加です。

4目地域活性化基金費では、既定額に77万円を追加し、82万円とするもので、基金の利子を追加するものです。

5目奨学金等償還支援基金費では、新規に基金の利子1万8,000円を計上、68ページをお開きください。6目公共施設整備等基金費では、基金の利子50万6,000円を計上、7目減債基金費では基金の利子68万4,000円を計上、8目まちづくり基金費では基金の利子7万7,000円を計上、9目地域福祉基金費では基金の利子12万7,000円を計上、10目財政調整基金費では基金の利子79万円を計上、11目地域公共交通活性化基金費では基金の利子21万1,000円を計上、12目長寿園施設改修拡張事業基金費では基金の利子28万5,000円を計上、13目土地開発基金費では基金の利子2万2,000円を計上、14目中山間水と土保全基金費では基金の利子1,000円を計上、15目豊かな環境づくり基金費では基金の利子1,000円を計上、70ページをお開きいただきまして、16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では基金の利子8万6,000円を計上、17目地方創生基金費では基金の利子22万9,000円を計上、これらの積立てにより一般会計、基金の総額は36億1,197万2,000円となる見込みです。

10ページにお戻りください。歳出合計、既定額から2億3,358万6,000円を減額し、46億4,434万2,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。歳入全体につきましても歳出同様、収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分となっています。12ページをお開きくだ

さい。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額から307万4,000円を減額し、7,504万7,000円とするもので、1節現年度課税分で320万3,000円の減額をする一方、2節滞納繰越分で12万9,000円を追加、いずれも徴収実績を勘案しての補正です。

2目法人では、既定額から18万8,000円を追加し、655万8,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して追加。

2項1目固定資産税では、既定額に287万9,000円を追加し、6,282万2,000円とするもので、1節現年度課税分で同額を追加、収入見込みを勘案しての補正。

3項1目軽自動車税では、既定額から19万8,000円を減額し、452万3,000円とするもので、1節現年度課税分で同額を減額。

4項1目たばこ税では、既定額から43万円を減額し、1,461万円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての減額。

5項1目入湯税では、既定額に8万3,000円を追加し、81万1,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての追加です。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税では、既定額に281万4,000円を追加し、2,192万2,000円とするものです。

6款1項1目法人事業税交付金では、既定額に159万2,000円を追加し、459万2,000円とするもの、10款1項1目地方特例交付金では既定額に631万2,000円を追加し、631万3,000円とするもの、14ページをお開き願います。11款1項地方交付税、1目普通交付税は、既定額に3,603万9,000円を追加し、20億5,067万5,000円とするもの、2目特別交付税では既定額から1,661万円を減額し、2億6,072万8,000円とするもので、いずれも歳出の一般財源に充当。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料では、既定額に1万8,000円を追加し、3万3,000円とするもので、2節コミュニティ施設使用料で利用見込みに基づき同額を計上。

2目民生使用料では、既定額の33万円を皆減するもので、放課後子どもプラン利用料の減額であります。

3目衛生使用料では、既定額から10万1,000円を減額し、1,548万円とするもので、1節火葬場使用料で13万円を減額、2節墓地使用料で2万9,000円の追加。

4目農業使用料では、既定額から203万9,000円を減額し、216万1,000円とするもので、1節町営牧場使用料で利用実績に基づき同額を減額。

6目教育使用料では、既定額から49万6,000円を減額し、54万4,000円とするもので、3節柔剣道場使用料から9節そうや自然学校使用料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものです。

2項手数料、2目衛生手数料では、既定額から1万3,000円を減額し、364万4,

０００円とするもので、１節犬登録手数料、２節狂犬病予防注射済票交付手数料で収入見込みを基に減額。

１６ページ、３目農業手数料では、既定額から１９万９，０００円を減額し、４０万７，０００円とするもので、２節町営牧場捕獲手数料、３節有害鳥獣処理手数料ともに収入実績、見込みを基に補正するものです。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金では、既定額に４８３万７，０００円を追加し、１億５，２１２万６，０００円とするもので、１節デジタル田園都市国家構想交付金で歳出の総合開発委員会事業、中頓別学園整備事業等の実績見込みにより２，１３２万６，０００円を減額、３節デジタル基盤改革支援補助金はシステム標準化に係る改修に係る補助金で２，６２５万円の追加計上、６節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は実績見込みにより２９万２，０００円の減額、７節個人番号カード交付事務費補助金はマイナンバーカードの交付手続に係る補助金で、交付件数に応じて交付されるものであり、２０万５，０００円の新規計上です。

２目民生費国庫補助金では、既定額に１７万１，０００円を追加し、１，４１０万２，０００円とするもので、３節子ども・子育て支援費補助金は児童手当支給事業、児童手当支給システム改修業務委託料に対する補助金で、同額を追加計上するものです。

３目衛生費国庫補助金では、既定額に１０７万８，０００円を追加し、２０５万３，０００円とするもので、１節保健衛生費補助金で２２万２，０００円の追加、保健予防事業、健康管理システム改修業務に対する補助金であります。２節出産・子育て応援交付金で８５万６，０００円の追加、出産・子育て応援事業、健康管理システム改修業務委託料に対する補助金です。

４目土木費国庫補助金では、既定額から２，９９７万円を減額し、１億４，１７０万８，０００円とするもので、１節道路橋梁費補助金で１，４０７万４，０００円を減額、いずれも補助金額の確定に伴うもので、秋田原野線交付金工事補助金で１４７万円を追加、除雪事業補助金で１，４３６万５，０００円の減額、雪寒機械更新事業補助金で２９万１，０００円を追加、中頓別弥生線交付金事業補助金で１４７万円を減額するものであります。１９ページ、２節公営住宅建設事業等補助金では１，５８９万６，０００円を減額、いずれも事業費の確定に伴う補助金額の確定であり、あかね団地公営住宅解体工事で６万１，０００円の追加、民間賃貸住宅建設補助で１，２１５万円の減額、公営住宅等長寿命化計画策定業務で２０万円の減額、ひまわり団地公営住宅改修工事実施設計業務で２３５万円の減額、ひまわり団地公営住宅改修工事で１２５万７，０００円の減額。

６目教育費国庫補助金では、既定額から４９万１，０００円を減額し、３３７万２，０００円とするもので、いずれも補助金額の見込みに伴うもので、２節特別支援教育就学奨励費補助金で２１万５，０００円を減額、４節学校施設環境改善交付金で３５万１，０００円を追加、５節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金では６２万７，０００円の減額であります。

3 項国庫委託金、1 目総務費委託金では、既定額から6 0 万4, 0 0 0 円を減額し、6 8 9 万4, 0 0 0 円とするもので、3 節衆議院議員選挙委託金の額確定による減額。

2 目民生費委託金では、既定額から5 3 万2, 0 0 0 円を減額し、6 3 万5, 0 0 0 円とするもので、1 節国民年金事務委託金で事業費の確定による減額です。

1 5 款道支出金、1 項道負担金、2 目民生費道負担金では、既定額から5 6 2 万5, 0 0 0 円を減額し、4, 5 9 3 万1, 0 0 0 円とするもので、2 節災害弔慰金負担金、7 節災害見舞金負担金で実績見込みを勘案して皆減。

2 項道補助金、1 目総務費補助金では、既定額から5 8 万9, 0 0 0 円を減額し、1, 0 9 0 万4, 0 0 0 円とするもので、1 節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金では補助金額の確定に伴い2 8 万9, 0 0 0 円を減額、2 節地域づくり総合交付金では事業費の確定に伴う3 0 万円の減額。

2 0 ページをお開きください。3 目衛生費補助金では、既定額に1 5 0 万円を追加し、2 2 5 万2, 0 0 0 円とするもので、3 節在宅医療提供体制強化事業補助金に同額を計上、歳出の居宅介護支援事業所運営費助成事業に充当される補助金です。

4 目農林業費補助金は、既定額から1, 1 6 5 万9, 0 0 0 円を減額し、9, 6 8 8 万9, 0 0 0 円とするもので、1 節農業委員会補助金で北海道からの内示額により1 3 3 万2, 0 0 0 円を減額、2 節造林事業補助金から9 節ふるさとの山づくり総合対策事業補助金まで事業実績による減額、1 5 節春期管理捕獲支援事業補助金では実施しないため皆減、1 7 節地域づくり総合交付金ではエゾシカ緊急対策事業で新規に1 8 万円の計上です。

5 目商工費補助金では、既定額から1 2 0 万円を皆減するもので、1 節北海道移住支援金交付事業費補助金で対象者がいなかったことによる皆減。

6 目教育費補助金では、既定額に5 0 0 万円を追加し、5 6 5 万9, 0 0 0 円とするもので、2 節地域づくり総合交付金としてスクールバス運行等管理業務委託料に対する補助金の新規計上です。

2 2 ページをお開きください。3 項道委託金、1 目総務費委託金では、既定額から2 万9, 0 0 0 円を減額し、2 7 4 万円とするもので、1 節統計調査事務委託金から4 節北海道権限移譲事務委託金で額確定に伴う追加及び減額です。

2 目農林業費委託金では、既定額に8 万8, 0 0 0 円を追加し、2 0 万4, 0 0 0 円とするもので、1 節、家畜伝染病予防手数料事務委託金の額確定による5, 0 0 0 円の追加、2 節農業農村整備事業監督等補助業務委託金で8 万3, 0 0 0 円、歳出の草地整備型公共牧場整備事業実施に係る補助監督業務委託料として新規計上。

4 目災害貸付事業委託金は、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額3 5 0 万円を皆減。

1 6 款財産収入、1 項1 目財産運用収入では、既定額に3 7 9 万円を追加し、3 7 9 万1, 0 0 0 円とするもので、歳出で説明したとおり、各基金の利子分を追加計上。

2 目財産貸付収入では、既定額から2 2 万1, 0 0 0 円を減額し、1, 2 4 1 万2, 0

00円とするもので、1節土地貸付収入で貸付実績を基に減額を行うものです。

2項財産売払収入、3目生産物売払収入では、既定額に515万8,000円を追加し、1,015万8,000円とするもので、1節立木売払収入として栄地区間伐工事、敏音知、小頓別地区町有林皆伐工事及び豊泉地区更新伐工事に係る素材販売代金を追加計上しています。

4目有価証券売払収入では、新規に2万2,000円を計上するもので、1節有価証券売払収入として町が所有している株式が株式動向により一括処分された代金が株主に配分されたため、その額を新規計上しています。

17款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に9,000円を追加し、1万円とするもので、寄附金の実績見込みを勘案して追加するものです。

2目指定寄附金では、既定額から430万円を減額し、2,070万円とするもので、寄附金の見込額による減額です。

24ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、2目地域活性化基金繰入金では、既定額から169万円を減額し、9,163万7,000円とするもので、令和5年度の過疎対策事業債及び辺地対策事業債が積立てできなかった分の繰入れ不用額を減額。

3目まちづくり基金繰入金では、既定額に471万7,000円を追加し、3,227万8,000円とするもので、歳出、企画費の総合計画フォローアップ委託料、事務局費の中頓別学園整備事業、学校教育サポート業務の交付金が措置されなかったため、その分の額の追加計上及び確定に伴う減額。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金は、既定額から1,404万8,000円を減額し、1,723万7,000円とするもので、歳出、教育費の英語力育成事業、学習習慣育成事業、夢と希望を感動体験事業の実績見込みにより減額。

5目地方創生基金繰入金は、既定額から620万5,000円を減額し、5,055万5,000円とするもので、歳出、農林水産業費の酪農振興支援補助金、6次産業化推進事業の実績見込みにより減額。

6目公共施設整備等基金繰入金は、既定額から285万8,000円を減額し、6,764万1,000円とするもので、太陽光発電施設パネル交換工事、養護老人ホームオイルタンク、ボイラー更新、公営住宅改修実施設計など各施設における修繕等の実績に伴う減額です。

7目畜産振興基金繰入金では、既定額から9万5,000円を減額し、495万円とするもので、農林水産業費、草地更新事業補助金の実績見込みにより減額。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額から40万4,000円を減額し、648万6,000円とするもので、歳出、総務費の奨学金等償還支援事業助成金の実績に伴い減額。

11目地域公共交通維持活性化基金繰入金では、新規に1,610万9,000円を計上するもので、歳出、企画費の地域公共交通事業、教育費の浜頓別高等学校スクールバス

等管理業務委託料に充当するための新規計上です。

20款諸収入、5項収益事業収入、2目老人福祉施設介護収入では、既定額から1,851万3,000円を減額し、7,336万1,000円とするもので、1節、養護老人ホーム施設介護収入、27ページ、2節特定施設入所者生活介護収入で収入見込みにより減額。

6項1目雑入では、既定額から6万7,000円を減額し、2,665万3,000円となったもので、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の新規追加、減額計上です。

21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から6,700万円を減額し、3億4,420万円とするもの。

28ページをお開きください。2目辺地対策事業債では、既定額から1億3,220万円を減額し、2億9,340万円とするものです。

4目緊急自然災害防止対策事業債では、既定額から70万円を減額し、2,440万円とするものです。

10ページをお開きください。歳入合計、既定額から2億3,358万6,000円を減額し、歳入総額を46億4,434万2,000円とし、歳入歳出のバランスを取っています。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和6年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第16、議案第14号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第14号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正

予算につきまして、遠藤副町長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 議案第14号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和6年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,973万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

それでは、今回の補正につきましては、自動車学校全体予算に関し、おおむね各節において精査し、執行額が確定したもの、あるいは見込額を追加した部分の補正で行っているところであります。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から97万8,000円を減額し、5,973万6,000円とするものです。1節報酬は、冬期除雪作業員が体調不良により勤務日数が減になったことに伴いまして24万5,000円の減額、2節給料から4節共済費は社会保険料等の額の確定により減額するところでもあります。8節旅費は、研修会等がオンライン研修で実施されたため12万1,000円の減額、10節需用費ではガソリン等燃料費の高騰や印刷料の不足額が生じるため20万8,000円の追加、11節役務費から14節工事請負費までは執行額の確定によりそれぞれ減額、追加するものであります。特に高速道路4輪シミュレーター賃借料は、利用月数の減によりまして21万3,000円の減額となったところでもあります。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額より97万8,000円を減額し、5,973万6,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明をいたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額に497万1,000円を減額し、2,139万7,000円とするもので、普通教習生が当初前年実績で見込んでいた72名から60名と12名が減になったことが大きな要因であります。特に浜頓別高校からの入校生が前年比13名の減が大きな要因となったところでもあります。また、大特入校生も当初42名で算定しておりましたが、3名減の39名になったところであり、浜頓別高校、枝幸高校とも入校生が減少傾向にあることから、教習生の確保が大きな課題と考えているところでもあります。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金の額の確定により既定額に16万9,

000円を追加計上するものであります。

3款諸収入、1項1目雑入では、既定額より136万5,000円を減額し、825万2,000円となったところです。大きな要因は、枝幸町、浜頓別町、猿払村からの支援金に関しまして指導員1名減により全体の人件費が減少したため176万6,000円の減額となったところが大きな要因となったところであります。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額から518万9,000円を増額し、2,991万7,000円とするもので、一般会計からの繰入れ分になったところであります。

4ページ、歳入合計、既定額に97万8,000円を減額し、5,973万6,000円とし、歳入歳出のバランスを取ったところであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和6年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第17、議案第15号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第15号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第15号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和6年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,653万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,385万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養費では、既定額から3,194万2,000円を減額し、1億3,684万1,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費について実績及び今後の見込みにより減額するもので、当初見込んでいた一般被保険者療養給付費について減少が見込まれるため補正するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分では、既定額から1,008万8,000円を減額し、3,565万3,000円とするもので、内容につきましては令和6年度国民健康保険事業納付金の確定により減額するものでございます。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、既定額から119万円を減額し、543万4,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で特定健康診査等事業負担金について実績見込みにより減額するものでございます。

7款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設繰出金では、既定額から331万円を減額し、219万円とするもので、直営診療施設繰出金の額確定により減額するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額から4,653万円を減額し、2億4,385万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金につきましては、既定額から6,634万9,000円を減額し、1億7,125万6,000円とするもので、1節保険給付費等交付金（普通交付金）では歳出の保険給付費の見込額により5,176万1,000円を減額、2節保険給付費等交付金（特別交付金）につきましても一般被保険者医療給付費分及び特定健康診査等事業負担金、直営診療施設繰出金の減額に対する道の交付金について補正するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金につきましては、既定額に1,981万9,000円を追加し、1,982万円とするもので、前年度繰越金について額の確定により追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額から4,653万円を減額し、2億4,385万1,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和6年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第18、議案第16号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第16号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願ひいたします。議案第16号 令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。総則、第1条、令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

病院事業収益につきましては、既決予定額に1,205万7,000円を追加し、6億1,664万6,000円とするものです。

病院事業費用では、既決予定額に1,205万7,000円を追加し、6億1,664万6,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入につきましては、既決予定額より193万1,000円を減額し、1,457万5,000円とするものです。

資本的支出につきましては、既決予定額より192万1,000円を減額し、2,18

6万1,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額728万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

企業債、第4条、企業債として起すことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。

起債の目的には変更はなく、病院事業の起債の確定による限度額の変更であり、限度額270万円を350万円に変更するもので、内訳といたしましては医療器械購入事業は限度額80万円を50万円に、電話交換機設備更新整備事業は限度額190万円を300万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。

一般会計補助金につきましては、既決予定額に1億3,812万2,000円を追加して、3億7,671万7,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

棚卸資産購入限度額を既決予定額に840万円を追加して、6,023万1,000円とするものです。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。17ページをお開き願います。また、別に配付してございます補足説明資料の4ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、既決予定額に386万4,000円を追加し、4億2,283万3,000円とするもので、手当の533万7,000円の追加は主な要因としましては医師の宿日直手当、医務手当等の実績見込みによるものであります。報酬で80万円の追加は、派遣看護師報酬の実績見込みによる追加でございます。法定福利費で125万円の追加につきましては、社会保険及び雇用保険の実績見込みにより追加、退職給付費では実績見込みにより50万円の減額、賞与引当金繰入額で255万7,000円、法定福利費引当金繰入額で46万6,000円の減額は職員の退職等に伴い引当金の再計算に基づき減額するものでございます。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費では、既決予定額に740万円を追加し、5,720万2,000円とするもので、薬品費の300万円の追加は診療に伴う治療薬等の執行状況を勘案して追加、診療材料費、検査部門の210万円の追加は実績増に伴う検査キット及び試薬の購入に伴う追加、看護部門の220万円の追加はコロナ感染症5類移行により国からのPPE配給が終了し、配給物品がなくなったことで資材の購入をするための費用を追加計上しております。給食材料費の10万円の追加は、患者給食材料費の実績見込みにより追加であります。

3目経費では、既決予定額に134万9,000円を追加し、7,312万2,000

円とするもので、そのほとんどが実績及び見込みに関わる予算の精査、不用額の減額でありますので、追加項目のみご説明いたします。燃料費は、単価高騰及び使用見込みにより重油 110 万円、灯油 70 万円の合わせて 180 万円の追加、印刷製本費につきましては各部門の様式等の不足に伴う購入実績により増、保険料は派遣看護師住宅の建物火災保険料の精査により 6 万 3,000 円の追加、委託料につきましてはコロナ等の感染症対策に伴う感染性廃棄物の増加に伴い産業廃棄物処理委託料分として 20 万円の追加、雑費につきましてはシーツ、被服等の洗濯代の増加に伴い 25 万円の追加をするものであります。

4 目減価償却費につきましては、既決予定額に 4,000 円を追加し、3,797 万 9,000 円とするもので、機械備品の減価償却費再計算により追加するものでございます。

5 目資産減耗費につきましては、既決予定額に 14 万 2,000 円を追加して、29 万 2,000 円とするもので、期限切れの薬品の減耗に伴う減耗費の追加でございます。

2 項介護保険事業費用、1 目給与費は、既決予定額より 70 万 2,000 円を減額し、1,910 万 2,000 円とするもので、手当に同額を計上、期末、勤勉手当等の実績見込みに基づき減額するものでございます。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。15 ページをお開き願います。また、補足説明資料の 3 ページをお開き願います。1 款病院事業収益、1 項医業収益、2 目外来収益では、既決予定額より 3,393 万 1,000 円を減額して、1 億 354 万 9,000 円とするもので、外来患者数の減少に伴い減額するものでございます。

3 目その他医業収益では、既決予定額より 855 万 3,000 円を減額し、2,425 万 4,000 円とするもので、公衆衛生活動収益はコロナワクチン接種等の減少、嘱託医派遣受託料の追加により 585 万 3,000 円の減額、医業相談収益も健診の件数の見込みに伴い減少するもので 170 万円の減額、その他医業収益は長期入院患者の減少により一部自己負担の減少により 100 万円の減額となっております。

4 目他会計負担金は、既決予定額より 20 万 4,000 円を減額し、3,213 万 6,000 円とするもので、救急医療分の額確定に伴う減額でございます。

2 項介護保険事業収益、1 目訪問看護収益は、既決予定額より 49 万 2,000 円を減額し、8,000 円とするもので、利用者の減及び従事者不足による事業休止に伴う減額でございます。

2 目通所リハビリ収益は、既決予定額より 29 万 4,000 円を減額し、314 万円とするもので、利用者数及び回数の減に伴う減額でございます。

3 目居宅事業所収益は、既決予定額より 290 万円を減額し、360 万円とするもので、長寿園の養護が一部特定施設に移行したことにより居宅事業所利用者数が大幅に減ったことに伴う減額でございます。

5 目その他介護保険収益は、既決予定額に 60 万円を追加し、96 万円とするもので、介護医療院の保険対象外分の経費の実績見込みにより追加するものでございます。

6 目他会計補助金は、新たに 150 万円を計上するもので、北海道単独補助であります。

在宅医療提供体制強化事業補助金が今年度も町会計を通して１５０万円が交付されることになったことに伴う新規計上でございます。

３項医業外収益、２目他会計補助金は、既決予定額より３７６万６，０００円を減額し、１，８４７万９，０００円とするもので、基礎年金拠出金公的負担分、共済追加費用負担分、医師確保対策分の額確定による減額、児童手当分を見込みにより追加するものでございます。

３目他会計負担金は、既決予定額に６，３２３万４，０００円を追加し、２億３，４４６万４，０００円とするもので、運営費補助金の見込みに伴う追加計上でございます。

４目患者外給食収益は、既決予定額に１９万円を追加し、７３万円とするもので、給食利用者の増による患者外給食代の追加でございます。

６目その他医業外収益は、既決予定額より２０万５，０００円を減額し、１１３万４，０００円とするもので、雇用保険料の見込みによる追加、テレビ使用料、職員住宅使用料、入院に伴うその他分は見込みにより減額、看護実習体験中止に伴う謝金の減額でございます。

７目国庫補助金は、既決予定額より３１２万２，０００円を減額し、１９８万４，０００円とするもので、医師招聘費用や日当直の診療応援医師に関わる補助金、国民健康保険特別調整交付金の額の確定に伴う減額でございます。

病院事業収益総額では１，２０５万７，０００円を追加して、６億１，６６４万６，０００円として収入支出のバランスを取っております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。２１ページをお開き願います。また、別に配付してございます補足説明資料の５ページをお開き願います。１款資本的支出、２項建設改良費、１目固定資産購入費では、既決予定額より４９２万１，０００円を減額し、１，４１７万５，０００円とするもので、機械備品購入費にて医療器械の入札、見積り合わせによる不用額の減額でございます。また、施設費につきましては、電話交換機設備更新工事の入札による不用額の減額でございます。

次に、資本的収支の収入をご説明申し上げます。１９ページをお開き願います。１款資本的収入、１項補助金、１目国庫補助金では、既決予定額より６２万円を減額し、４０万６，０００円とするもので、医療器械購入に関わる補助金、直営診療施設整備補助金の額の確定に伴う追加でございます。

２項負担金交付金、１目一般会計負担金では、既決予定額より２１１万１，０００円を減額し、１，０６６万９，０００円とするもので、医療機器購入に関わる単独備品費、建設改良費、過疎債分の額の確定に伴う減額でございます。

３項企業債、１目病院事業債では、既決予定額に８０万円を追加し、３５０万円とするもので、企業債対象機器の額の減額及び電話交換機設備更新整備事業の額の確定に伴い追加するものでございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります７２８万６，０００円は、当

年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

予定貸借対照表につきましては３ページに、またキャッシュフロー計算書につきましては５ページに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第１６号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１６号 令和６年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号

○議長（星川三喜男君） 日程第１９、議案第１７号 令和６年度中頓別町水道事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第１７号 令和６年度中頓別町水道事業会計補正予算につきまして、後藤建設課担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第１７号 令和６年度中頓別町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

１ページをお開き願います。令和６年度中頓別町水道事業会計補正予算。

総則、第１条、令和６年度中頓別町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和６年度中頓別町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

水道事業収益につきましては、既決予定額に１，４１３万７，０００円を追加し、１億８，４６６万１，０００円とするものです。

水道事業費用では、既決予定額に１，４１３万７，０００円を追加し、１億８，４６６

万1,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,186万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

資本的収入につきましては、既決予定額から2,520万8,000円を減額し、1億1,752万1,000円とするものです。

資本的支出では、既決予定額から2,600万7,000円を減額し、1億3,938万9,000円とするものであります。

企業債、第4条、企業債として起すことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり変更する。

地方債補正、水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、水道事業債の限度額を変更前5,240万円から変更後4,210万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

変更になった事業についてご説明いたします。簡易水道等施設整備費国庫補助事業の限度額を変更前4,270万円から変更後4,180万円、水道管布設替事業の限度額を変更前130万円から変更後30万円とするもので、それぞれ事業費の確定によるものでございます。また、町道水道管移設事業につきましては、頓別川河川改修工事に関わる町道中頓別弥生線の配水管移設工事がなかったことから、変更前840万円から皆減とするものでございます。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を、次のとおり補正する。

補助金名、一般会計繰入金につきましては、既決予定額に881万5,000円を追加し、1億1,574万1,000円とするものでございます。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。15ページをお開き願います。ここで訂正がございます。1款水道事業費用、1項営業費用の既決予定額が611万7,000円と記載されていますが、正しくは1億5,732万9,000円、それに伴いまして補正後の計が1億5,506万8,000円となりますので、大変申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費において既決予定額から130万9,000円を減額し、2,911万2,000円とするもので、委託料について130万9,000円を執行残により減額するものでございます。

2目配水及び給水費において既決予定額から97万2,000円を減額し、1,321万7,000円とするもので、備消耗品費及び委託料について事業費の確定及び執行残により減額するものでございます。

3目業務費において既決予定額から2万2,000円を減額し、165万2,000円とするもので、事業費の確定によるものでございます。

4目総係費において既決予定額から31万8,000円を減額し、903万4,000円とするもので、法定福利費については8万1,000円を支出見込みに伴い減額するものでございます。また、詳細につきましては、議案の7ページから11ページまでの給与費明細書に掲載しております。また、旅費、通信運搬費、負担金については、執行残により減額するものでございます。

6目資産減耗費において既決予定額に36万円を追加し、46万円とするもので、固定資産除却費に同額を計上するものでございます。

2款営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費において既決予定額から79万円を減額し、521万3,000円とするもので、利息計算によるものでございます。

2目雑支出においてその他雑支出として1,718万8,000円を新規計上、消費税の経理処理における損金の額となります。詳細につきましては、別に配付しております水道事業会計補正予算説明資料をご参照願います。

続きまして、収益的収支の収入をご説明いたします。13ページをお開き願います。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益において既決予定額から177万8,000円を減額し、5,148万3,000円とするもので、収入見込みに伴い減額するものでございます。

2項営業外収益、1目他会計補助金において既決予定額に1,901万5,000円を追加し、5,469万6,000円とするもので、一般会計繰入金に同額を計上、収益的収入及び支出の補正に伴い収益のバランスを取るために設定するものでございます。

3項特別利益、1目その他特別利益において既決予定額から310万円を減額し、567万5,000円とするもので、過年度未収金の収入見込みに伴うものでございます。

続きまして、資本的収支の支出についてご説明いたします。19ページをお開き願います。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費において既決予定額から2,600万7,000円を減額し、1億36万5,000円とするもので、工事請負費について1,674万2,000円を事業費の確定により減、負担金については926万5,000円を額の確定により減額するものでございます。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。17ページをお開き願います。1款資本的収入、1項借入金、1目企業債においては、既決予定額から1,030万円を減額し、4,210万円とするもので、建設改良費の額確定によるものでございます。

2項工事負担金、1目補償費においては、既決予定額から421万8,000円を減額し、皆減とするもので、企業債の説明でも申し上げましたが、配水管移設工事がなかったことによるものでございます。

3項補助金、1目国庫補助金においては、既決予定額から49万円を減額し、1,437万6,000円とするもので、簡易水道等施設整備費国庫補助事業の事業費確定による

ものでございます。

2目一般会計補助金においては、既決予定額から1,020万円を減額し、6,104万5,000円とするもので、建設改良費の額確定によるものでございます。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和6年度中頓別町水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎議案第18号

○議長（星川三喜男君） 日程第20、議案第18号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第18号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算につきまして、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第18号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

議案の1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和6年度中頓別町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度中頓別町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

下水道事業収益につきましては、既決予定額に923万3,000円を追加し、1億3,709万7,000円とするものです。

下水道事業費用では、既決予定額に923万3,000円を追加し、1億3,709万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,221万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

資本的収入につきましては、既決予定額から4,020万円を減額し、1億2,840万円とするものです。

資本的支出では、既決予定額から4,013万8,000円を減額し、1億5,061万8,000円とするものであります。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり変更する。

地方債補正、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前3,160万円から変更後2,190万円とするもので、事業費の確定によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を、次のとおり補正する。

補助金名、一般会計繰入金につきまして既決予定額に92万円を追加し、1億1,039万6,000円とするものでございます。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管きよ費において既決予定額から25万円を減額し、22万3,000円とするもので、修繕費について25万円を執行残として減額するものでございます。

2目処理場費において既決予定額から117万8,000円を減額し、4,178万1,000円とするもので、委託料及び修繕費について事業費の額確定及び執行残として減額するものでございます。

4目資産減耗費において既決予定額に26万円を追加し、36万円とするもので、固定資産除却費に同額を計上するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費において既決予定額から9,000

円を減額し、３９３万８，０００円とするもので、長期債償還利子の額確定によるものでございます。

２目雑支出においてその他雑支出として１，０４１万円を新規計上、消費税の経理処理における損金の額となります。詳細につきましては、別に配付しております下水道事業会計補正予算説明資料をご参照願います。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。７ページをお開き願います。１款下水道事業収益、２項営業外収益、１目他会計補助金において既決予定額に１，０７２万円を追加し、５，６９９万６，０００円とするもので、一般会計繰入金に同額を計上、収益的収入及び支出の補正に伴い収益のバランスを取るに設定するものでございます。

３項特別利益、１目その他特別利益において既決予定額から１４８万７，０００円を減額し、３４９万８，０００円とするもので、過年度未収金の収入見込みに伴うものでございます。

続きまして、資本的収支の支出についてご説明いたします。１３ページをお開き願います。１款資本的支出、１項建設改良費、１目施設整備費において既決予定額から４，０１２万３，０００円を減額し、９，６８７万７，０００円とするもので、建設改良に関わる委託料及び工事請負費の事業費確定によるものでございます。

２目固定資産購入費において既決予定額から１万５，０００円を減額し、２６万４，０００円とするもので、有形固定資産購入費の額確定によるものでございます。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。１１ページをお開き願います。１款資本的収入、１項借入金、１目企業債、下水道事業債において既決予定額から９７０万円を減額し、２，１９０万円とするもので、建設改良費の額確定によるものでございます。

３項補助金、１目国庫補助金において既決予定額から２，０７０万円を減額し、５，３１０万円とするもので、特定環境保全公共下水道事業の事業費の確定によるものでございます。

２目他会計補助金において既決予定額から９８０万円を減額し、５，３４０万円とするもので、建設改良費の額確定によるものでございます。

予定貸借対照表につきましては３ページに、キャッシュフロー計算書は５ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第１８号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和6年度中頓別町下水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（星川三喜男君） 日程第21、議案第19号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第19号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第19号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算。

令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,314万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、4目居宅介護福祉用具購入費では、既定額から3万円を減額し、22万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護福祉用具購入事業の居宅介護福祉用具購入給付費について決算見込みにより減額するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、3目介護予防福祉用具購入費では、既定額に3万円を追加し、18万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防福祉用具購入事業の介護予防福祉用具購入費について今後の利用により不足が見込まれるため追加するものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、既定額に9,

000円を追加し、1万円とするもので、介護給付費準備基金積立金に係る利子分について追加するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に9,000円を追加し、2億6,314万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、既定額に9,000円を追加し、1万円とするもので、1節利子及び配当金で介護給付費準備基金利子について追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に9,000円を追加し、2億6,314万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第22、議案第20号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第20号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願ひいたします。議案第20号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明いたし

ます。

1 ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ397万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,872万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に397万7,000円を減額し、5,872万9,000円とするもので、1節報酬から4節共済費までは人件費に係る決算見込みにより追加及び減額するものでございます。1節報酬から4節共済費につきましては、12ページから18ページまでの給与費明細書に詳細を記載しております。8節旅費及び10節需用費につきましても同様に決算見込みにより減額するものです。11節役務費につきましては、電話料に不足が生じたので、7万5,000円を追加いたしました。また、18節負担金補助及び交付金では、退職手当組合負担金で不足が生じたので、33万4,000円を追加いたします。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に397万7,000円を減額し、5,872万9,000円とするものであります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開き願います。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目在宅サービス事業収入では、既定額に907万1,000円を減額し、1,460万9,000円とするもので、1節地域密着型介護サービス収入から6節介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金まで実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

2目外部サービス事業収入では、既定額に69万6,000円を減額し、571万4,000円とするもので、こちらも実績見込みにより減額するものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に579万円を追加し、3,828万4,000円とするもので、歳出の不足分に充当するために計上するものであります。

4ページをお開き願います。歳入、既定額に397万7,000円を減額し、5,872万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第23、議案第21号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第21号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願ひいたします。議案第21号 令和6年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和6年度中頓別町の介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,104万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億649万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月7日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、既定額に2,104万2,000円を減額し、2億649万1,000円とするもので、2節給料から4節共済費までは人件費に係る決算見込みにより追加及び減額するものでございます。2節給料から4節共済費につきましては、12ページから18ページまでの給与費明細書に詳細を記載しております。10節需用費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金につきましては、同様に実績

見込みによりそれぞれ減額するものでございます。また、委託料においては、派遣における後任の看護師が継続的に雇用されなかったため、空白の期間が減額につながっております。

6 ページをお開き願います。歳出合計、既定額に 2, 1 0 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、2 億 6 4 9 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8 ページをお開き願います。1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目施設介護サービス収入では、既定額に 2, 7 7 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 億 1, 6 8 3 万 1, 0 0 0 円とし、次に 2 目居宅介護サービス収入は新たに 2 0 万円を追加し、1 4 0 万円とし、3 目自己負担金収入では 8 8 2 万 9, 0 0 0 円を減額し、2, 4 6 7 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。これは、当初の見込みより介護収入が減少し、それに伴い利用者の介護保険料の自己負担額が減少したものとなります。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、既定額に 1, 5 3 7 万 8, 0 0 0 円を追加し、6, 2 3 7 万 2, 0 0 0 円とするもので、歳出の不足分に充当するために計上するものであります。

4 ページをお開き願います。歳入、既定額に 2, 1 0 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、2 億 6 4 9 万 1, 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 1 号 令和 6 年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 2 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第 2 4、議案第 2 2 号 令和 6 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第２２号 令和６年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第２２号 令和６年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案１ページをお開き願います。令和６年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和６年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条第１項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１１９万６，０００円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ３，５５２万４，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月７日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。１０ページをお開き願います。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では、既定額から３万７，０００円を減額し、１６９万２，０００円とするもので、８節旅費で５万７，０００円を減額、１１節役務費では通信運搬費について２万円を追加、今後の見込みによりそれぞれ減額、追加するものでございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項１目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から１１５万９，０００円を減額し、３，３７３万２，０００円とするもので、内容につきましては１８節負担金補助及び交付金において保険基盤安定負担金で１１２万９，０００円の減額、広域連合事務費負担金では額の確定により１４万円を減額、保険料等負担金では今後の見込みにより１１万円を追加するものでございます。

６ページをお開き願います。歳出合計、既定額から１１９万６，０００円を減額し、３，５５２万４，０００円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。８ページをお開き願います。２款繰入金、１項一般会計繰入金、１目事務費繰入金では、既定額から１７万７，０００円を減額し、３６５万２，０００円とするもので、歳出、１款総務費及び２款後期高齢者医療広域連合納付金の広域連合事務費負担金の減額によるものでございます。

２目保険基盤安定繰入金につきましても既定額から１１２万９，０００円を減額し、９７２万１，０００円とするもので、歳出、２款後期高齢者医療広域連合納付金での保険基盤安定負担金の減額分に合わせ補正するものでございます。

３款繰越金、１項１目繰越金では、既定額に１１万円を追加し、１１万１，０００円とするもので、前年度繰越金について額の確定により追加するものでございます。

4 ページをお開き願います。歳入合計、既定額から 1 1 9 万 6 , 0 0 0 円を減額し、3 , 5 5 2 万 4 , 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号 令和 6 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（星川三喜男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでした。

（午後 2 時 4 9 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員